

平成 21 年 2 月 18 日

金融庁総務企画局企業開示課 御中

全国銀行協会

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する
内閣府令（案）」等に対する意見について

今般、標記改正案に対する意見を下記のとおり取りまとめましたので、何卒
ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」様式第一号等につ
いて

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」様式第一号（財
規、中間(連結)財規の様式を含む)の「記載上の注意」に、「金額単位は、最
高経営意思決定機関に提供される金額単位とする。」という文言を追加してい
ただきたい。

(理由)

マネジメント・アプローチによる開示の趣旨を踏まえると、報告セグメン
トを切り分けるだけでなく、報告する金額の単位についても企業の最高経
営意思決定機関が意思決定する際の金額単位で開示するべきである。

2. 「企業内容等の開示に関する内閣府令」第四号の三様式について

特定事業会社の「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの分析」は、
会計監査人の監査・レビュー対象となっている四半期連結累計期間を分析対
象とすべきである。

(理由)

(記載上の注意) (11) により、「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロ
ーの状況の分析」においては、四半期連結会計期間のマネジメント・アプロ
ーチにもとづくセグメント情報を含めた業績の分析等を記載することとされて

いるが、特定事業会社以外の会社については「財政状態及び経営成績の分析」の基礎となる3ヶ月損益計算書・セグメント情報は会計監査人のレビュー対象となっているところ、特定事業会社については3ヶ月損益計算書・セグメント情報は監査・レビュー対象となっていない(注)。

また、特定事業会社の場合は、半期ベースの財務情報も投資情報として重要であると考えられることから、第2四半期報告書において中間(連結)財務諸表の記載が必要とされていると認識している。

四半期報告書においては、重要と考えられる情報が会計監査・レビューの対象と考えられることも踏まえ、特定事業会社の「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの分析」は、会計監査人の監査・レビュー対象となっている四半期連結累計期間を分析対象とすべきと考える。

(注) 特定事業会社の場合、開示府令(記載上の注意)(31)、(32)により、第2、第3四半期報告書における第2、第3四半期連結会計期間の3ヶ月損益計算書は、「その他」に掲載し会計監査人の監査・レビュー対象外となっている。

また、第2四半期報告書においては、第2四半期連結会計期間の3ヶ月セグメントを記載しておらず、第3四半期報告書においても、第3四半期連結会計期間の3ヶ月セグメントは会計監査人の監査対象外(日本公認会計士協会業種別委員会報告第41号「銀行等金融機関の四半期レビューに関する実務指針」より、四半期決算手続は累計差額方式を採用する一方、中間決算は監査、第3四半期決算はレビューという監査手続の相違に起因)とされ、「その他」に掲載している。

以 上